

企業意見の紹介

一般社団法人 日本経済団体連合会

常務理事 椋田 哲史

企業より別紙の意見が送付されてまいりましたので、ご参考までに提出します。

パーソナルデータ利活用についての提言

2014年5月29日

日本ヒューレット・パッカード株式会社

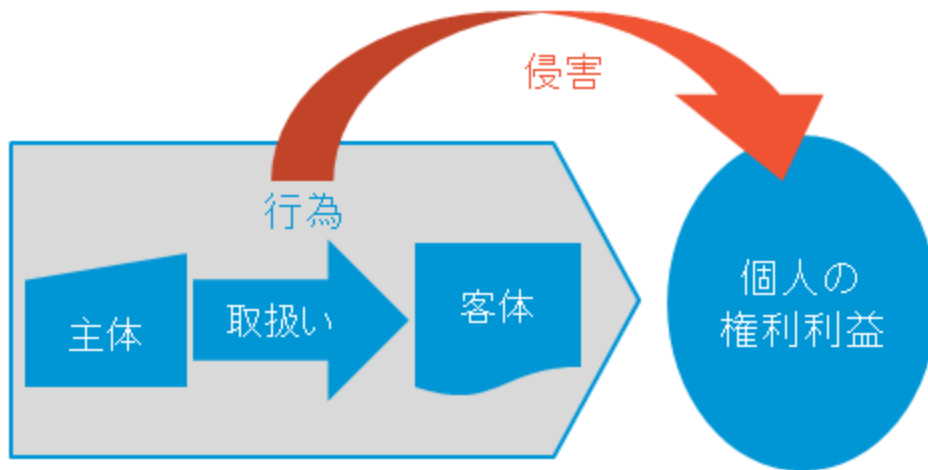
情報の外形的な事前定義への該当性判断だけでなく、情報の利用について実質的な権利侵害のリスク判断を併用してパーソナルデータの保護と利活用を図る法の運用を提言する。

背景：利活用が阻害されているという印象を与えている

個人情報保護法は、法第1条にその目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定めている。したがって、個人情報の利活用について既に配慮されたものである。しかし、現行の個人情報保護法が、利活用に配慮されていないという印象を与える原因は、法の条文だけではなく運用にあると考える。個人の権利利益を保護することとは、個人の権利利益を侵害しないことである。そのために、現在の個人情報保護法は、侵害するリスクのある個人情報取扱いの行為を想定し、その行為の主体及び客体並びに行為の内容についての義務を規定したものである。その結果、行為の主体として、「個人情報取扱事業者」を定め、客体として、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」を定め、定めた客体のそれぞれに対する行為の義務を規定している。

そして、革新的なビジネスモデルやサービスなどの新しいアイデアによるビジネスが法に違反しないかの判定は、それらのビジネスを実現するための行為で取り扱う情報が、事前に規定された定義に該当するかどうかだけを解釈して判断される。このとき、その情報が定義に該当していると判断されると、その利用目的や利用形態が、個人の権利利益を侵害するかを個別に判断されることはない。そのため、実質的な侵害リスクがないと考えられるビジネスが規制されてしまう。このことが、利活用に配慮されていないという印象を与える原因のひとつである。

個人の権利利益を侵害する行為と行為の規定



日本： 「規定した客体への行為に該当する」→保護する対象
諸外国： 「規定した客体への行為に該当する」かつ
「個人の権利利益を侵害する」 →保護する対象

利活用に配慮されていないという印象を与える原因は他にもあるかもしれないが、ここで紹介した原因も解消する必要がある。該当性の判断基準だけで侵害リスクの有無が決まる場合には、そのような運用は効率的である。しかし、革新的なビジネスモデルやサービスとそれに伴う新しい技術が起こる近年においては、個別のユースケースや技術を分けずに汎用的な該当性基準を合理的に定めることは困難である。

そのような状況の中で、該当性基準を無理に定めてしまい、その該当性だけで違法性を判断することは、ビジネスや技術の革新的なアイデアの実行を委縮させることになる。

目的：保護と利活用のバランスを図ること

利活用の委縮を改善するためには、個人情報を利用する行為が、個人の権利利益を侵害するリスクについて実質的に判断され、その侵害リスクが低ければ、その利活用を必ずしも違法と判断されないという運用が必要である。

したがって、事前に定めた情報の定義への該当性についての判断だけではなく、行為による侵害リスクの影響についての実質的な判断も併用するという運用を採用すべきである。

新たに設けられる（仮称）準個人情報の定義に該当すれば規制され、該当しなければ保護されないという運用が前提であるため、事業者は（仮称）準個人情報に該当する情報の範囲を狭くして利活用を促進したいと考え、個人からすれば当該情報の範囲を広くして保護が漏れないようにしたいと考える。

しかし、事業者は個人の権利利益を明らかに侵害するようなビジネスを想定してはならず、個人もまた利活用がまったくなされない社会を求めているわけではない。

両者は共に、個人の権利利益の侵害なく利活用がなされることを望んでいるにも関わらず、保護対象の情報の定義だけを議論するのでは、対峙する関係になってしまいかねない。

現在のパーソナルデータ検討会の議論では、まさに、従来の個人情報に該当するもの以外に（仮称）準個人情報の定義を設け、保護推進の立場からは保護対象の範囲を拡大することを求め、他方の利活用推進の立場は狭めようとしている。しかし、そのような保護対象の範囲の定義にだけ着目した議論では、両者の折り合いが付かない。個人の権利利益の侵害を最終的に抑止するという議論であれば、いったん、保護の対象となりえる情報の範囲を拡大することについて、利活用の立場からも受け入れることができるようになる。

また、（仮称）個人特定性低減データについても同様のことが言える。こちらは逆に、保護推進の立場からは範囲を狭めたく、利活用の立場からは範囲を広げたいわけである。しかし、個人の権利利益侵害リスクが高い取り扱いを規制するのであれば、利活用する範囲を広げても保護の立場から受け入れやすいものと考えられる。

以上のとおり、保護と利活用のバランスを図ることを目的にしなければならない。

前提：事業者による情報の取り扱いの透明性と公平性を可視化する

情報の利用について実質的な権利侵害のリスク判断が事業者において適正に実施されているかを消費者などが評価するためには、事業者は情報の取り扱いについて透明性を高め、それが公平に判定されるための規律を設ける必要がある。

事業者は透明性を高めるために、情報の取り扱いをプライバシーポリシーなどに定めて公表することが有用である。

このような運用をするに際して、従来の個人情報保護法の運用では、事業者個別の侵害リスクを主務大臣が判定するという運用は現実的ではない側面があった。しかし、第三者機関の設置を前提とした運用であれば、その判定を第三者機関が担うことは必ずしも非現実的ではない。

一方、(仮称)個人特定性低減データが定義に該当するかを、技術的に判断するためには、高度な技術力が求められる。そのような要員を第三者機関が持つことは容易ではない。仮に、特定性を低減する加工をしても、特定性をまったく否定できないことが報告されている現状から考えれば、どのような加工であっても、結果的に再特定がされ侵害が起これば、その加工方法は不十分であったと判断することができる。そうなれば、第三者機関の要員に求められるのは、ある行為が個人の権利利益を侵害することか否かという、市民感覚に近い判断であり、それを第三者機関が判断するという運用は、合理的である。また、そこにマルチステークホルダーの考え方を入れることもできる。むしろ、情報の定義の該当性の判断に、マルチステークホルダーを入れることよりも有効である。

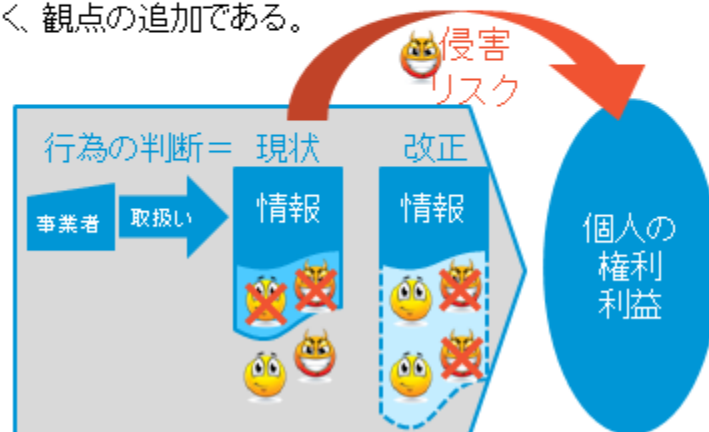
結論：事業者と第三者機関の規律に基づく、権利侵害リスクの低減により利活用を図る

以上のことから、個人情報保護法の改正についての大綱では、事業者は権利侵害リスクについての対処策についての透明性を高め、第三者機関がその適正性を公平に判定できるようにするための法条文への必要な改正に加えて、法の運用方法についても、情報の外形的な事前定義への該当性判断だけでなく、情報の利用が及ぼす影響について実質的な権利侵害のリスク判断を併用するようにすることを明記することをパーソナルデータの利活用のために提言する。

利活用のための提言

事前定義への該当性判断だけでなく、
実質的な権利侵害のリスク判断を併用する法の運用を提言する。

- ・侵害有無という事後規制への切り替えではない。侵害リスクの判断を事前規制に加えることである。
- ・観点の切り替えではない。該当性判断できるものは従来どおりでよく、観点の追加である。



2014年5月29日
ヤフー株式会社

「(仮称)準個人情報」に関するご提案

「パーソナルデータに関する検討会」の第9回までの議論においては、「(仮称)準個人情報」なる領域が創設され、新たな規制対象とする意見も出されております。

本検討会が、パーソナルデータの利活用を円滑に進めるため、「個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備」(世界最先端 IT 国家創造宣言より抜粋)を目的として開始されたものであることも踏まえ、「(仮称)準個人情報」といったものを創設するのが適切であるかのさらなる議論が望まれるところでありますが、仮にこれを創設する場合には、その取扱いにあたって、下記のとおりとすることを提案します。

記

- データの取扱いについてデータ利活用に先立ちプライバシーポリシーを作成し、それを公表することを義務付ける。
- プライバシーポリシーには「(仮称)準個人情報」を取得すること、その利用目的、第三者提供をする場合はその旨とその範囲を記載する。
- 利用目的を追加・変更する場合には、プライバシーポリシーを改定することとし、消費者が認知し、サービスの利用について判断できるよう、一定期間前もってその旨を告知する。
- 上記のほかにも、事業者は透明性を高める努力をし、消費者が自主的に当該事業者のサービスの提供を受けるかどうか判断できる工夫をする。
- 事業者が上記義務に違反した場合、データ利活用停止、制裁的公表等の現行法には規定されていない制裁措置を規定する。
- 上記の条件を満たす限り、「(仮称)準個人情報」は、第三者提供、目的外利用を含み正当な範囲での利活用を可能とする。
- 「(仮称)準個人情報」の主体たる消費者の利益を害するような利活用を禁止する旨の規定を設ける。
- 上記を担保するため、第三者機関は以下の権限を有する。
 - ・事業者のプライバシーポリシー策定・公表義務の順守状況、公表しているプライバシーポリシーに反する行為がないかの調査を実施し、主務大臣に報告。

- ・主務大臣の要請に応じて、情報の取扱いに関する調査を実施し、行政処分について主務大臣への答申を実施。
 - ・調査にあたっては、必要に応じて立入検査を実施する。
 - ・消費者等から苦情の受付、処理の実施。
- 「容易照合性」の概念を残すことによって、実質的に「(仮称)準個人情報」の概念が無意味に帰し、個人情報扱いされることがないように「容易照合性」の概念を整理する。具体的には、個人情報たる A データベースと個人情報ではない B データベース(「(仮称)準個人情報」などのデータ)が存在する場合に、A データベースの情報との照合が、5000 件(個人情報取扱事業者を画定する際に個人の権利利益を害する恐れが少ないものとの基準に用いたのと同等の基準)を超えて同時にできるなどの状態にはない場合、もしくは、両データベースにアクセスできる者について、アクセスログを取るなどの監視体制がしっかりしていることにより、容易に正当な業務の必要性を超えて照合がなされないことが実質的に担保されている場合には、容易照合性があるとは認定されない、などという整理をしてはどうか。

以 上